

大田原市公告第80号

大田原市薄葉字梅ヶ谷の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第5項の規定に基づき筆界案を作成したので、同項の規定により公告する。

令和8年9月7日

大田原市長 相 馬 憲 一

- 1 筆界案を作成した土地の所在及び地番
大田原市薄葉字梅ヶ谷2155番2及び2157番7
- 2 筆界案の作成者
大田原市
- 3 筆界案の確認及び意見の申出ができる場所
大田原市役所建設部都市計画課（大田原市本町1丁目4番1号）
- 4 筆界案の確認及び意見の申出ができる者
当該土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人
- 5 意見の申出
令和8年9月7日（月）から令和8年9月28日（月）（土曜日、日曜日、祝日を除く）の午前9時から午後4時30分までの間、筆界案の確認及び意見の申出ができるものとする。
なお、この期間内に意見の申し出がないときは、地籍調査作業規程準則第30条第5項の規定により、筆界案を確認したものとして扱い筆界の調査を完了するものとします。